

下線部分は、現予防計画からの修正箇所
網掛け部分は、検討部会での御意見を踏まえた修正箇所

愛知県感染症予防計画 (原案)

令和5年 ● 月



目 次

第1	愛知県感染症予防計画の基本理念	1
1	愛知県感染症予防計画策定の背景	1
2	予防計画の目的及び性格	1
3	感染症の予防及び対策の推進の基本的な方向	1
(1)	<u>新興感染症発生時の県の体制</u>	1
(2)	事前対応型行政の構築	2
(3)	県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	3
(4)	人権の尊重	3
(5)	健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応	3
(6)	結核対策	3
4	県及び市町村の果たすべき役割	3
5	県民の果たすべき役割	4
6	医師等の果たすべき役割	4
7	獣医師等の果たすべき役割	5
8	感染症対策における国際協力	5
9	予防接種	5
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項	6
1	感染症の発生の予防のための施策	6
2	感染症発生動向調査	6
3	結核に係る定期の健康診断	8
4	感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携	9
5	感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携	9
6	感染症の予防のための対策と検疫所との連携	9
7	関係各機関及び関係団体との連携	9
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	10
1	患者等発生後の対応	10
2	検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院	10
3	感染症の診査に関する協議会	12
4	消毒その他の措置	12
5	積極的疫学調査	12
6	指定感染症への対応	13
7	新感染症への対応	13
8	感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携	13
9	感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携	13
10	患者等発生後の対応時における検疫所との連携	13
11	関係各機関及び関係団体との連携	14
第4	<u>感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</u>	15
1	感染症及び病原体等に関する <u>情報の収集</u> 、調査及び研究	15
2	県及び市町村における <u>取組</u>	15

3	<u>感染症指定医療機関における取組</u>	15
4	<u>関係各機関及び関係団体との連携</u>	16
第5	<u>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</u>	17
	<u>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上の推進</u>	17
1	<u>検査実施能力について</u>	17
2	<u>県内地方衛生研究所の対応</u>	18
3	<u>総合的な病原体等の検査情報、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団体等との連携</u>	18
第6	<u>感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</u>	19
1	<u>新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備</u>	19
(1)	<u>新興感染症発生後の対応</u>	20
(2)	<u>入院体制</u>	20
(3)	<u>発熱外来体制</u>	21
(4)	<u>感染症指定医療機関</u>	21
2	<u>病床について</u>	23
3	<u>発熱外来について</u>	24
4	<u>自宅療養者等に対する医療の提供について</u>	25
5	<u>後方支援について</u>	26
6	<u>人材派遣について</u>	27
7	<u>個人防護具の備蓄について</u>	28
第7	<u>感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</u>	29
	<u>感染症の患者の移送のための体制の確保</u>	29
第8	<u>宿泊施設の確保に関する事項</u>	30
	<u>宿泊施設の確保</u>	30
第9	<u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</u>	31
	<u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備</u>	31
第10	<u>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項</u>	32
	<u>感染症の予防及びまん延防止のための総合調整・指示の方針</u>	32
第11	<u>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</u>	33
1	<u>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重</u>	33
2	<u>県及び市町村における取組み</u>	33
第12	<u>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</u>	34
1	<u>県等における取組</u>	34
2	<u>医療機関等における取組</u>	34
第13	<u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</u>	36
	<u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保</u>	36
1	<u>保健所の体制の整備</u>	36
2	<u>関係機関等との連携</u>	36

第14	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 <u>病原体等の検査の実施</u> 並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を 含む。）に関する事項	38
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のため の施策	38
2	緊急時における国との連絡体制	38
3	緊急時における県及び市町村相互間の連絡体制	38
4	県及び市町村と関係団体との連絡体制	39
5	緊急時における情報提供	39
第15	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	40
1	施設内感染の防止	40
2	災害防疫	40
3	動物由来感染症対策	40
4	外国人に対する適用	41
5	薬剤耐性対策	41

略称、用語一覧

略称、用語	本計画での表記、意味など
法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
基本指針	法第9条第1項に基づく、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
予防計画	愛知県感染症予防計画
新興感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
新感染症	感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有数する一方、病原体が不明である特徴を有する感染症
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表
感染症発生動向調査体制	発生動向調査を適切に実施するための体制
平時	患者発生後の対応時以外の状態をいう
県等	県及び保健所設置市等（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市。）
県内衛生研究所	県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	法第36条の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間
都道府県等	複数の都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。）
セルフメディケーション	自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること
動物等	動物及びその死体
知事等	知事及び保健所を設置する市の長（名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、豊田市長。）
指定届出機関	法第14条第1項に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所
指定提出機関	法第14条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所
感染症媒介昆虫等	感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等
対人措置	法第4章に規定する措置
対物措置	法第5章に規定する措置
感染症診査協議会	法第24条第1項及び同条第2項に基づき、感染症の診査に関する協議会
積極的疫学調査	感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

略称、用語	本計画での表記、意味など
<u>第一種協定指定医療機関</u>	<u>通知や医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所</u>
<u>第二種協定指定医療機関</u>	<u>通知や医療措置協定に基づき、厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者を含む）又は薬局</u>
<u>自宅療養者等</u>	<u>自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等での療養者</u>
<u>後方支援</u>	<u>流行初期の感染症患者以外の患者の受け入れや、感染症からの回復に入院が必要な患者の転院の受け入れを行う等の支援</u>
<u>感染症医療担当従事者</u>	<u>感染症患者に対する医療を担当する者</u>
<u>感染症予防等業務関係者</u>	<u>感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する者</u>
<u>外出自粛対象者</u>	<u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者</u>
<u>IHEAT</u>	<u>感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと（地域保健法第 21 条第 1 項に規定）</u>